

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月15日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第65号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前	
(応募者の審査) 第20条 知事は、調達公告に応募した者（以下この条から第22条までにおいて「応募者」という。）が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査するものとする。	(応募者の審査) 第20条 知事は、調達公告に応募した者（以下この条から第22条までにおいて「応募者」という。）が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査し、 <u>限定公募型指名競争入札においてはその結果をあらかじめ応募者に通知し、又は公表する</u> ものとする。	
2 知事は、 <u>限定公募型指名競争入札においては、前項の規定による審査の結果をあらかじめ応募者に通知する</u> ものとする。	2 <u>前項の規定により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、限定公募型指名競争入札に参加することができない。</u>	
(不指名理由の説明) 第22条 限定公募型指名競争入札において、 <u>前条の規定により知事から入札者として指名された応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求める</u> ことができる。	(不指名理由の説明) 第22条 限定公募型指名競争入札において、 <u>第20条第1項の規定により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求める</u> ことができる。	
2 略	2 略	
別表第5（第16条関係）	別表第5（第16条関係）	
区分	設計 金額	条件
略		
測量等業務	制限 なし。	次に掲げる条件の <u>全て</u> に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（一般社団法人建設コンサルタント協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験（技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。）に合格し、その登
区分	設計 金額	条件
略		
測量等業務	制限 なし。	次に掲げる条件の <u>すべて</u> に該当すること。 (1)・(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者（ <u>一般社団法人建設コンサルタント協会（昭和38年3月4日に一般社団法人建設コンサルタント協会と改称された法人をいう。）の行うシビルコンサルティングマネージャの資格</u>

		録を受けている者をいう。) を 5 名以上常に備えていること。			試験（技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。）に合格し、その登録を受けている者をいう。) を 5 名以上常に備えていること。
--	--	---------------------------------	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。